

個人情報保護特記事項

(基本的事項)

第1条 この契約による業務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法・公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3条 乙は、淡路広域水道企業団（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び棄損の防止)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは確実且つ速やかに破棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第8条 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約完了後直ちに甲に返還し、又は引渡すものとする。ただし、甲が指示したときは当該方法によるものとする。

(立入検査)

第10条 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査することができる。

(事故発生時における報告義務)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの契約に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。この場合において甲は契約に定める違約金とは別に損害賠償を請求することができる。